

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和6年8月20日（火） 午前9時56分～午前11時30分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 3 番 神谷 直子、 5 番 野々山 啓、
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川広昌、 10 番 北川 広人、
11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克、
オブザーバー

議長（4 番）杉浦 康憲 、 副議長（6 番）今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- 1 請願・陳情について
- 2 関連質問について
- 3 本会議の質問における資料の使用について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 請願・陳情について

委員長 本件については、各会派の考え等を事前に御回答いただいております。お手数かけましてありがとうございました。各会派からの御意見は事前にタブレットに載せて通知しておりますので御確認いただいていると思います。それでは、各会派の御意見の発表をお願いいたします。また、足りないところがあれば補足を加えながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに市政クラブさん。

意（11） テーマ1 陳情について説明させていただきます。

うちのクラブとしては、提案内容としては議会としても何も議論されずに処理されているのが現状であるということと、一定の判断基準を設けて精査する場を設けたほうがいいのではないかという考え方の下に、会派としては、郵送と市内在住在勤在学者以外の陳情は全議員に配付した後に、議長により協議が必要と判断された場合のみ議運にて取扱いを判断する。市内在住在勤在学者の陳情は全議員に配付した後、原則議運にて取扱いを判断するという理由で提案内容を述べさせていただきます。以上です。

委員長 次に公明党さん。

意（5） 公明党としまでも国や県に対してのものが多く判断がしかねるものが多いかなというふうに感じております。議会運営委員会で取扱いを協議していくのはどうかという考えと、あ

と市政クラブさんの議長もしくは議運等にお預かりにするという部分も含めて、公明党としての考え方としております。以上です。

委員長 続きまして、共産党さん。

意（12） 市内在住者に限らず、困っていることが多いとそれがなかなか実現されていなくて毎年同じような内容が出てくるかと思えますけど、それに関してしっかりと議会として受け止めて、それが国や県に対してであつても要望していくという。それは高浜市民にとっても大事ではないかなと思ひまして、現行どおりでいいのかなと思っております。

委員長 続きまして高志クラブさん。

意（8） 記載のとおり、議長もしくは議運のほうで取扱いを決めていただければと思います。

委員長 続きまして新政会さん。

意（14） 私は、現行どおりで結構です。

委員長 次に高浜市民の会さん。

意（13） 私はこれまでどおりで問題ないと思っております。何が不都合になっているのかよく分からないですし、先ほど国や県に対してのものが多くとかいろいろありましたけど、陳情そのものが国または地方公共団体等の機関に対して、一定の事項に対して利害関係のある者がその事情を訴えて相当の措置を要望するものであることから、国や県に対しての陳情も当たり前の行為であることから、なぜそういうところを差別というかきちんと陳情権、憲法で保障されておりますので、やはりそれは同じ扱いで今までどおりやるべきだと思います。だから、私はこの会議規則 136 条を読むとまさしくこの 136 条はきちんとうちの場合は今までどおりの運用の仕方では何ら問題がないと思っておりますので、これまでどおり請願と同じ取扱いでいいと思っております。

委員長 次に清風会さん。

意（9） 先ほど市政クラブさんが提案されたような考え方で、基本的には良いのではないかと考えております。

委員長 次に凛々会さん。

意（7） 私は市民の利益を最優先に考えると市外からの陳情を受け付けると、市民へのサービス低下が起こるかなということも考えて、郵送による陳情及び市外の提出者の陳情を原則として議長決裁として審査しないと考えました。

委員長 何かそれぞれの会派さんのほうに質疑等ございましたら。

意（13） ちょっとお伺いしたいんですけど。国や県に対してのものが多くとか、あと市民への

サービスが低下するという今お話があったんですけど、我々市議会で議論すべきものではないというものに対しては、やはり国とか県に対して要望を出してほしいという陳情がこの間も出てきておると思います。それが結局市議会としてそういう要望を出したということが最終的には市民の行政サービスに繋がってくるものですから、だからこそ我々はここでは判断できないことであるから、だからこそ国や県に対しての陳情に対して我々がしっかり市民からの要望をお聞きしてあげるってことが非常に私は重要であると思うので、そのあたりはどのようにお考えなのかなっていうところと、あと逐条解説読んでも陳情も請願を住民の要望を議会に反映させるものである点においては何ら変わらないということで、私もこの間陳情と請願の違いについていろいろ自分なりに勉強してきたところ、あくまでも請願は議員の紹介が必要なんですけどその違いといったらその程度しか、いろいろ調べてもないのかなというところになると、やはり今までどおりやるのが一番ベストであって、我々が今までやってきたことは何も間違っていないと思っておりますので、そのあたり御意見、ほかのところ、特に国や県に対してのものはとか言われると、いやそれが結局市民に対して反映されるものなので我々がそこをしっかりと判断するものだと思いますんですけど、どうなんでしょうか。

委員長 2 番荒川委員。

意（2） 先ほど、今、倉田議員のほうですね。請願権、陳情権、憲法で保障されているとおっしゃっておられましたが、陳情権というのはこれ憲法第 16 条になると思いますが、請願権のみ保証されている案件であります。まず陳情で、国、特に国防や外交については地方自治体が取扱えない部分となっております。当然陳情してくる団体というのは全国に波及している団体というのが結構多いということで、直接、国、県に陳情、当然上げていることだと思います。わざわざ我々地方自治体に上がってきた部分というのを取り扱って、国防、外交の陳情する必要はないかと思います。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） やはりですね、多くの市民それから議会が声を上げていかなければ、国のほうも変わっていかない。そういう意味で市民の方々が議会として挙げてほしいという要望ですので、やはりその要望に対しては、私は拒否はできないと思っているんですね。逆に拒否をすることによって私は非常にこれはあの拒否というか、だから審議しないわけですね。審議しないということは受け付けないということになるので、それは非常に私は逆に問題となってきますので、やはり今までどおりしっかり議論をして我々としても議会としての意見は上げるべきじゃないですか。

そうじゃなければ市議会議長会とかだって意見書を上げているじゃないですか。先ほど国のどうのこうのっておっしゃいましたが、それであれば市議会議長会とかそういうところだって上げるべきではないと思うんですけど。私はそういう陳情とかそういう要望というのは、誰がいつどこに上げてもいいというのが私は国民市民の権利であると考えていますので、違うんでしょうか。

委員長 2 番荒川委員。

意（2） さっきね、全国の市議会議長会の要望とかいろいろお話があったかと思いますが。基本的にやっぱり地方自治の根幹に関する地方自治に関連する部分については、やっぱり地方自治体から国の案件であっても上げていくべきだと考えています。たださっき私が申し上げたのは、国防、外交については国単独の事務になっております。その点については議論する必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） ですから、国として議論するということに対して、じゃあそれを市民がなぜ要望しちゃいけないんですかね。国防に対して、こういうことをやめてほしいとかこういう考えでやってほしいとか、なぜそれができないのかっていうのがよく分からないんですけど。国防だってそれは市民に影響のあることですので、それは当たり前行為だと私は思うんですけど、違うんでしょうか。

委員長 すいません。ちょっといい、議論が全然…

「噛み合っていないよね。」と発声するものあり。

委員等 うん。なぜかという、市民からの陳情とか請願を受け付けないという話は誰もしてないんですよ、今回。それをさも受け付けないみたいな感じで今言われているんで、我々はそれを意見書とか要望書とかという形で市議会の名前でもっていろんなところに出していくというのが我々の立場じゃないですか。そのところをしっかりと噛み合うように意見を言っていたかないと、いつまでたってもこの話前に進みませんので、そのところを踏まえてお願いをしたいと思います。ですから、基本的に市民からの陳情を受け付けないということは言っていないので、そこに対する議論は必要ないです。それをどう取り扱うかということについて、御意見を求めていますのでお間違えないようお願いいたします。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） だからそれに対して私は制限をするべきではないと思っているので。なので今までどおり、やはりこれ私すごくこの会議規則のうちの 136 条いいなって逆に思っていて、請願に適合するものについては、請願書の例により処理するものっていうのは、これはあの会議規則の標準規則と全く同じで、まさしくこれが私はいろんな法律に関わった上での内容でありますので、今までどおりにやらないと、これ逆にじゃあ、適合するかどうかというよりもその議運で決めるっていうのが議運でそれを適合するかどうか決めるっていうことなんじゃないかな。適合するかどうかっていうのは、本当にこれは全く請願に変な陳情とか請願、今まであったのかどうかも分かりませんが、全くもって請願や陳情ではない国や県や自治体に対する請願や陳情ではないものについては、それはやはりですね取り扱えない、それはどこでもそうだと思うんですけど。そうじゃないものについてはやはり要望をきちんと我々はどなたの要望も受け止めて、だからその市内とか市外とかも関係なくやはりそれは最終的に我々の生活にフィードバックしてくるものですので、特にそういう制限もなくていいと思います。ただ郵送に関しては、郵送だとやはり本当にそういう人がいるかどうかとかそういうところは確認できないので、郵送に関しては今までどおりでいいかなと思うんですけど。その他について議運で取り扱うとかどうやって取扱いするのかよく分からないですし、なので私は今までどおりで何も私問題ないとは思っているんで、今までどおりでお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。2 番荒川委員。

意（2） 今、倉田委員の発言の中で基本的には制限しない、市内外を問わず受け付けるべきだっていう中で、変な陳情もありますよね、それは受け付けないっていう話も今されたと思うんですけど、何をもって変な陳情というふうにおっしゃっておられるのかっていう部分は、ちょっと疑義を感じるんですけど。主語をこの処理する議会側っていうところに置いていただきたいと思うんですけど。市民から当然受け付けます、受け付けてどう扱うか、これが市の業務に該当するかどうかっていう部分はやっぱり判断、しかるべき判断をしていく部分だと思いますので、議会として当然のところだと思いますので、その部分を今回どこに委ねるか、それから判断基準を設けるか、そういったところの議論が必要ではないかなと思います。

委員長 ちょっと少し整理をさせていただきたいんですけども。市政クラブさんとか先ほど公明党さん、それから清風会さんのほうが言われているのは、陳情請願についての受付に関しては、もう全てのものを受け付けると。郵送に関しても当然受け付けておりますよ、郵送も誰にも見せないわけじゃない。今でもそうですけど受け付けております。受け付けるっていうところまでは、

これは皆さん一致していると思うんですね、意見としては。受け付けたものに関して議長が郵送のものは各会派あるいは各議員さんに配布するという、これ今まではやっていますよね。ここまで問題ない話だと思います。その後、その議長がこれを本会議に上程するかどうか、上程するというよりも審査をするかどうか。これに関して議運なり今出ているのは議運という話ですけども、議運で審査をするかどうかを決めるという話が新たに出てきている話だというふうに思います。議運のほうでこれは審査すべきだということになれば、それは当然本会議の中で取扱いをすることになって、本会議で議論はありません、委員会にすぐ付託をされますので委員会で議論がされて、そして本会議では討論、それから採決ということになるというふうに思います。ですから、今やっている流れの中に、新たにこういうことを加えたらどうだっていうところに対してどうでしょうかという御意見を提案された方は言っていると思いますので、それに対して意見を言っていただいて、こうしたらどうだということがあるのであればそういうのも含めて出していただければというふうに思いますけども、そういうふうでよろしいんですね。今公明さんとか長谷川委員だとか市政クラブさんが言っているのは、そういうことでよろしいですね。

委員長 13 番倉田委員。

意 (13) 議運でやるっていうのがやっているところもあるみたいなんですけど、そうなった場合っていうのは取り扱うかどうかっていうのは告示よりももっと前に議運をやらないといけないってことになると思うんですけど、そういう形をまた新たに議運を開くということでしょうか、ほかの方々。結局今だともう告示の日に議運をされているんだけど、そのときだと遅いのでそれよりもっと前にもう 1 回議会運営委員会を開くというお考えなんですか。

委員長 11 番鈴木委員。

意 (11) そういうことに決定するならば議運でもって承知をさせていただいて、議長からの議運のほうへ審査してくれと付託された場合に、議運のほうで検討していくということになりますのでさらに遡って議運を一度開かなきゃいけないという現状になるかなと思います。

委員長 13 番倉田委員。

意 (13) そうなると請願はどうするかは議運では議論しなくて、陳情のみその 1 週間前に議論するとなると、今請願も陳情も告示の前日まで受け付けているんですけど、それも全部変えるっていうことですか。

委員長 11 番鈴木委員。

意 (11) もしこの議論が皆さん一致するのであれば、そこも含めて今後検討していかなくはい

けない課題かなと思っております。

委員長 14 番黒川委員。

意 (14) 今議論聞いて思うんですけども、今まで僕も役所にはいたんですけども、こういった議会のあれやなんかというのは短いのであれですけども、今まで別に何も支障もなかったと思うんですよね。たまたま一定の判断基準を設けて精査する場を設けたほうが良いと、こういったのが市政クラブの意見なんですけれども。それでは今まで過去高浜の市議会がずっとやってきたことというのはそれなりの経過はあるわけじゃないですか、それをなぜ今回、今までのやつをやめなければいけないのか、その辺の理屈というのをちょっと教えていただけませんかでしょうか。

委員長 11 番鈴木委員。

意 (11) 過去には荒川委員が言われたように、国際的な問題、国の問題、いろいろ意見、意見書の提出をお願いするというような陳情がたくさん来ました。実際問題として、私がそこまで地方自治の議会が議論しなきゃいけない陳情なのかなというのは非常に疑問を持っていたところであります。それを議会改革でこういう提案をされたということで、本当に地方自治の高浜市民の自治に関して議会としてどうするんだ、この意見書をどう取り上げていくんだ、あるいは逆の面もあると思いますけれども、それを精査するのにしっかりとした議論を重ねていくほうが私は一般市民の方への議論を尽くしたということでお返しする、採択した場合は市民のほうにお返しをするというようなこともできるかなと思っておりますので。先ほど言いましたように、国際的なことを国のことは国会のほうで決めていただく、地方自治に関しては私どもの高浜市議会で議論をしていく、そして結論を出していくということのほうに注力していったほうが良いということになろうかと思っておりますので、私はそのように考えております。

委員長 13 番倉田委員。

意 (13) 地方自治に注力するのは当たり前のことであって、私はそれは当然だと思っております。その上でやはりさっき国の国際的なことっておっしゃいましたけど、例えば一例を挙げると戦争、戦争が起こりそうだって言ったときにそれを何とか止めてほしいとか、いろんな御意見を市民の方々、これすごく生活に反映されますからね、皆さんの人生に反映されることだからこうしてほしいという願いを我々に出してくる。それは当然のことでありそれについて我々がしっかり考えてきちんと国や県に要望書を出すのは、それは私は当たり前の声であるのでそれを考えるのも我々議員の役目じゃないでしょうか。市民の意見、市民だけではなく市外の方からもやは

りそういう動きを各自治体にしてほしいっていう思いがあれば、それは我々議員としては受け止めるのが当然の私は使命だと思っております。

委員長 3 番神谷直子委員。

意（3） 先ほどから聞いていると、市民限定しているのかしていないのかというところが混乱されているような気がするので、今日のところは持ち帰りにしていただいて、次、今私たちが提案したことをよく理解していただいて、市内在住の方や在勤在学の方は別に排除しておりませんし、市内以外の方の陳情も本当に私たちが精査する必要があるのかどうかというところをきちんと腹に落として、次のときにきちんと話し合ったらどうでしょう。今のままでは堂々巡りになるような気がします。

委員長 9 番長谷川委員。

意（9） 先ほど倉田委員がおっしゃったことは、一応陳情は全部受け付けるので、皆さんもその意見は聞くんです、基本的には。そこのその後の判断を議運のほうで本会議に上げるかどうかということなので、そこの判断する場所を今まではなかったので、今回議会改革として議運でしっかりみんなで、いろんな多様性とか増えてきていろんなふうに変わってきているので、そこを皆さんで議論する場を、そこを議運にするという今の考えだと思うんですけど、市政クラブさんは。

委員長 14 番黒川委員。

意（14） 今の長谷川委員あれだっていうと、議運でというと僕は議運の委員ではないものですから、議運では審議できないですよ。今うちのところは請願陳情や何かっていうやつは、各委員会では審議する場所っていうのがあるわけじゃないですか。そこのところで審議すれば何もわざわざ議運だとかそういう一定のところで審議しなくても済むと思うんですけど、今までそれでやってきているんですから。ですから僕は現行どおりでいいということを言っているわけです。

委員長 9 番長谷川委員。

意（9） 一応、黒川委員はそうやって現行どおり。我々は、今回議会改革の中で変えていこう、今までの流れの中で、ちょっとこういうところは多様性も変わってきたので一旦そういう協議の場をつくっていろんなことを議論しながら変えていこうっていうふうに考えて、今回議会改革の場で提案したと思うんですけど。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） ごめんなさい。多様性も変わってきたのでという意味がよく分からないので、その意

味を分かるように御説明をお願いします。

「様々な…」と発声するものあり。

委員長 9 番長谷川委員。

意（9） そこは委員長、どうなんですかね。

委員長 ちょっと待ってください。

「委員長が答えることじゃない。長谷川さんが言ったことじゃない。」と発声するものあり。

委員長 いや、その言葉のことはともかくとして。先ほど 14 番委員が言われたところですけど、委員会に付託されるというのは本会議に上程されて委員会が開催されなければ、委員会というのは普段開くことができません。ですから、委員会にそれ審査をお願いするというのは、もう既に上程されている状態でなければ審査はされない話になるんですよ。だからそこをもうちょっと分けてください、考え方を。今こちらのほうで先ほど鈴木委員が言われたのは、荒川委員が言ったのかな、皆さんのところに配布をされることによって、そこで皆さんがこういう考え方の方が見えるんだということはもう認識されるということがまず一つあるんですよ。委員会が開けるのは議運しかないんですよ。

委員長 本会議が開かれてないときには議運しか開けませんので、決定するとなったら議運でしかないだろうなということだというふうに私は理解していますけど。

不規則発言あり

委員長 いや、ですから勘違いをしていただきたくないのは、議運でこの陳情についてはどの委員会にしますっていうふうに決めますよね。決めるけど、それはもう既に委員会自体が、もう本会議始まって委員会の日程まで組まれているから決められるんですよ。本会議が始まってなければ、当然、陳情もまだ会議に上程されてないわけですから、ですからそれを議論するということは、委員会で議論するということは難しいですよ。だから、今言っているのは議運で何を決めるかといえば、本会議に陳情議案として上程するかどうかということを議運で決めるという話を

しているんですよ。

不規則発言あり

委員長 だから、その陳情の中身をどうするっていう議論をするわけじゃないんですよ。

「…。ほんだもんで、今までどおりで…。」と発声するものあり。

「何も問題ない。」と発声するものあり。

委員長 そうすると、ちょっと論点整理をしていかないと議論になりませんので、少なくとも確定させていただけると思うのは、郵送については今までどおりでいいと思う。これは皆さん一致でよろしいですか。

「そうそう、これはいい。」と発声するものあり。

委員長 はい。郵送については取扱いと同じにして、議長預かりという形をとって各議員さんに全て配布をするということでよろしいですね。

意見なし

委員長 それから請願については、これ当然請願ですから紹介議員もいるということになりますので、これは今までどおりと同じ受付の形をとるという、そしてまた本会議に上程されると自動的に上程されるということで、よろしいですかね。

意見なし

委員長 それでは陳情について。これもですね、2つ今話が出ています。全ての陳情というものと、それから市内在住在勤在学の方からの陳情。この2つの今意見が出ておりますけれども、ただこれは両方とも受け付けるということは、もう間違いありませんから受け付けはします。そのあ

との取扱いをどうするかということで、まずもって受け取るのは議長ですので議長がこれに関しては配布にするという形をとるものと、それからそのまま本会議に上程をさせるという方式もあると思います。そこにもう一つ、本会議に上程するかどうかを議長判断ではなくって、議会運営委員会でそれをやるという話が今出てきております。よろしいでしょうか。ちょっとフローチャートを頭に浮かべてください。陳情が来て議長が受け取って、その議長が受け取ったときの判断をこういう条件でもってこうしていくって話を今させていただいていますので。議運でこれは本会議に上程せずともいいんではないかというふうにもし決まった場合は、これまた全議員さんに配布という形になると思います。本会議に上程された場合は、委員会に付託がされてそこで審査をし、最終日に採択か不採択かという皆さん方の決裁は仰ぐということになる。このところは変わりませんよね、今までと。問題はその委員会付託まで持っていく、要は本会議に上程議案とするかどうか、その決め方をこういうふうにしたらどうだということが新たに出てきたわけです。よろしいですかね。

意見なし

委員長 これ意見ではなくて委員長として申し上げさせていただきますけど、私の経験の中では、例えば議長がもうこれは配布にも値しないというような陳情請願というのは、過去にはないと思います。全て配布はされているというふうに理解をしていただいていた方がいいかと思います。それから最終的に我々がやるのは、陳情書を国とか県に届けるわけじゃないんですよ。意見書として高浜市議会の名前をつけて、意見書としてあるいは要望書として提出するというのが高浜市議会の役割になりますので。そのときにそれを採択するのかもしれないのかという議論は、昔はされてきました、各委員会で。昔はと言ってもすごい近い昔です。要は、自由討議を導入してからです。それまでの間と、それから自由討議がこのところずっとやっていませんけど、やらなくなっているのはほとんど議論はされていません。意見を言っているだけです、皆さん。分かってみえますよね、皆さん。あるいは意見を言わない方もみえます。本会議の最後の採決だけ、こっち採択だとか不採択だって言われる方もみえます。だから議論されてないんです、基本的に。自由討議が導入したはなは、すごく陳情で自由討議をやりました。今のところは、だからその審査は確かにしていますよ、採択とか不採択という審査ですからそりゃやっています。やっていますけど議論はしていませんよ。だから、議論に値するのかなのかというところも含めて、多分ここで考

えていただかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。例えば先ほど言われた戦争の話もそうですが、戦争の話をじゃあ委員会で、それ議論になりますか。だから議論を今後しようということであるなら…それはいいんですけど、そういうところが…。ごめんなさい。高浜市議会の何月定例会の何とか委員会の中で、この陳情の議論がされましたというところ、それ自体が現実的にあるのかなのかということも考えていただいたほうがいいのかもしれないし。だから、私が言っているのは、委員長として言っていますから過去の経緯を話せるだけです。過去はこういうことがありましたよということをお伝えしているだけです。

話、ちょっと戻します。ですから議長預かりのレベルの中で、それを市内在住在勤在学というふうなことを、そういうふうに分けるのかどうするのかっていうところと、それから本会議に上程をするかどうかっていうところを決定するのを議会運営委員会で行うのかどうなのか。その2つが新たに出てきているところだというふうに判断をしたいんですけど。

14 番黒川委員。

意(14) 僕行政においてこんなこと言っているはいけないんですけど。今まではそういう形で、議運のときにかけてこういう具合でやりますよといって決めてやっと思ったんじゃないですか。それで今、前に議運にまたかけなければいけないと言っていたんですけども、やっぱり今までやなんかでも請願陳情出とるやつは今までの議運の中でやって、それで上がっているというふうに僕は理解しとったけども、違う。

委員長 違います。あれは上程された議案を各委員会に割り振るじゃないですか。そのときに陳情を同じように割り振っているだけです。

「委員会付託のときにか。」と発声するものあり。

委員長 委員会付託をするために、議運でどちらの委員会がこの陳情請願に対しては付託先になりますということを議運で決定をしているだけですね。

「それは、一番最後の議運でやっているじゃないの、違った。」と発声するものあり。

委員長 一番最後のというのは、どこの話。

「例えば、今回でいうと二十何日にあるじゃないですか。そのときにやるじゃないの、違うの。」

と発声するものあり。

委員間で協議

委員長 告示の日の議運で決めますよ。

「やるだら、それでいいじゃん。それが何でいのかんの、前の話。」と発声するものあり。

委員長 だからその前に精査をしましょうということを言っているんです。

「それだったら、議運でやるという…」と発声するものあり。

委員長 黒川委員、手を上げて言ってもらって、こっち残しませんよ。

14 番黒川委員。

意 (14) 今話があったように、結果、委員会なら委員会で付託していただければ委員会で議論するわけですね。何もわざわざ議運でその審議する場所を設けなくても僕は現行どおりでいいというふうに思います。はい、以上です。

委員長 11 番鈴木委員。

意 (11) 繰り返しになりますけども、在住在勤在学者の方から来た中でこれを議長が判断をして、議運にかけて付託先を決めてほしいという依頼があった場合に議運を、先ほど言ったようにもっと前に議運にかけていただいて付託先を決定していくという流れになるかと思いますので、今言ってる全部をやるなら今までどおりで結構ですけどもそうじゃない区切りをつけますから、区切りをつけたときにはその議運をもう少し前にやらなければいけないのかな、そういう議論も今後進めていかなければならないのではないですかという話をさせてもらいました。

委員長 14 番黒川委員。

意 (14) 今話があったように、僕は議運でやればいいと思っているんですけども。議運で僕がメンバーじゃないというところ審議がされないということと、審議できないわけですので、今まででやっていけば委員会なら委員会に付託していただければ、その委員会に所属してればそこで審議できるわけですのでそれでいいと、そういうふうに僕は思っています。

委員長 13 番倉田委員。

意 (13) 確認したいんですけど、ごめんなさいそれちょっと私知識がないので教えていただきたいんですけど、できれば事務局の方に。これ告示というのはこういう議案で9月議会がやりますよということで、告示の段階で議案及び請願陳情を全て出すという決まりなんではないでしょうか。もしそこで決まりであれば今黒川議員がおっしゃったようなことはその日に今議運やっているからできないってことになるので、そのあたりをもしあれだったらちょっと調べておいていただけたらと思います。

委員長 今の現行のルールというのは、請願陳情に対しては前日までに届いたものというルールになっていますけども、それは届いたものは全て、届いたものというか郵送以外で出てきた陳情請願については全て取り扱おうと、本会議に上げて審査をするということになっていますから、そういうやり方なんですよ。だから、それは今のやり方はそういうルールだからそういうやり方になっているんですけども、例えば、今違うこういうやり方したらどうだっていうことを言ってみえるところがあるから、それにするのであれば今度はその手前のルールも当然変えていかないとけないということになると思いますけどね。

それでは陳情についてですけども、もう一度論点の整理をさせていただきます。在住在勤在学の陳情に限ってこれを上程するというよりも上程審査にかけると、上程して審査じゃないですよ、上程をするかどうかの審査をすると。いいですよ。

「そうですね。」と発声するものあり。

委員長 そういうことですよ。

「議長が判断に困ったときに議運のほうに、これとこれを一度議運で審査してほしいという依頼をしていただくという形になろうかと思います。」と発声するものあり。

委員長 そうですね、すいません、もう1回言いますね。市内在住在勤在学の方々から出てきた陳情については、議長が判断をしてそれを全て議運に委ねるってことではなくって、判断に迷うものについて議運に諮るということによろしいですか。

意見なし

委員長　それが一つですね、議運に諮ってそれで本会議においての審査をするかどうかを決定すると。こうしたらどうだということで今これが市政クラブさんと。公明さんもこれでこういう話でよろしいですか、御理解。

意見なし

委員長　長谷川委員もよろしいですかね、今の話で大丈夫ですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長　はい。ただ、先ほど倉田委員とか黒川委員が言われたように、議運をではどこでやるのかなというのはまだこの中では話できていけませんのでそれはちょっと置いていただいて、とりあえず陳情について新たなこういう考え方でやっていったらどうだということで御意見が出たと。これについて今、話を今後進めていきたいと思いますので、ですから次回はこの整理した論点の部分をもう一度御案内の前に出させていただきますので、それに対して改正案なり、それから賛成あるいは反対そういったところを出していただくような形でよろしいですかね。

意見なし

委員長　それから、安城市議会さんが申合せというのを作っているんですけども、これも皆さん方に資料としてお配りをさせていただいておると思います。要綱ですね。これ要綱については、皆さん方から特段要綱をどうだっていうことはどなたも御意見としてあげてきてないものですから、要綱についてはこれは先ほど言ったようにこういうルールにしましょうということを決めてから、さらに要綱があるのであれば要綱をこうしていきましょうというところに付け加えていきたいと思います。要綱いらないというのであればなしでもいいですけども、そののところも。これ安城さんのほうは、ちょっと陳情が非常に多く出てくるというお話を伺っていますので要綱を作ったというふうに私のほうはお聞きしております。では要綱については、また皆さんそれぞ

れで作る作らないを含めて御回答いただければと思います。

それでは陳情については、次回論点をきちんと絞って議論をまた進めていきたいと思います。
よろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 はい。それでは次へ移らせていただきます。

2 関連質問について

委員長 本件につきましても事前に御意見をいただきましたので、お礼を申し上げます。それでは各会派の御意見の発表をお願いをしたいと思います。

まず市政クラブさん。

意（11） 関連質問ですけど、実際に行われた一般質問の答弁に対して疑義が生じた場合、いやそうじゃないですかとか確認をするとかそういう質問を1問5分、今時間決まっておりますけれども、1問質問をするということが関連質問でいいのではないかというふうに思っております。

委員長 続きまして公明党さん。

意（5） 公明党としましても、従来どおりで問題ないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 続きまして日本共産党さん。

意（12） 聞いたことに対してやはり思っていたことと違う内容の返答がある場合もあるものですから、せめて少なくとも2問5分以内なら別に何問でもいいのではないかなと思っております。

委員長 次に、高志クラブさん。

意（8） 従来どおりでいいのかなと思います。

委員長 続きまして、新政会さん。

意（14） 私は質問時間5分以内がいいとして、1人1問を削除していただきたいと思います。

委員長 続きまして、高浜市民の会さん。

意（13） 新政会さんと同様1人1問を削除するという事で。やはりこの間も全くもってこちらがお聞きしたい内容ではないような答弁がされてそれで終わってしまうということが過去に

ございましたので、それではですね、やはり議員の使命が果たせていないと思いますので、やはり5分以内であれば、もちろんそれは違う人の一般質問の関連質問では駄目ですけど、同じ人の関連質問であれば5分以内であればできるということで、回数制限なしでお願いしたいと思います。

委員長 すいません。同じ人の関連質問ってどういう意味ですか。

13 番倉田委員。

意（13） 例えば、5 番野々山議員の関連質問しましたっていうけど5分以内で次に柴口議員の関連質問をするという意味ではなくって、野々山議員の関連質問について5分以内であれば特に回数制限なく野々山議員の1問という考え方でいいかと思いますので、でもそれがちょっとその文面だと非常によく分からないので自分以外の議員の関連質問をその1人の方に限って5分以内であれば特に回数制限なしでできるようにしていただきたいと思います。よろしいでしょうか、理解していただけたでしょうか。

委員長 同じは分かりました。次に、清風会さん。

意（9） 現行のとおりでよいと考えています。

委員長 次に、凛々会さん。

意（7） 前回の委員会の際に委員長が関連質問についての意味合いを教えてください、それを聞いたのとあとその近隣市を見たときに行っていないところが多くって必要性を感じなかったもので、関連質問を行わなくていいかなと思います。

委員長 何かそれぞれの会派、委員さんに質疑等あれば。

13 番倉田委員。

意（13） 市政クラブさんにお聞きいたします。これを読むと議会運営に関する申合せ事項にのっとり実際に行われた一般質問の答弁に対して疑義が生じた場合に限るって書いてあるんですけど、この議会運営に関する申合せ事項というのをいろいろ私調べたんですけど、どこにもちょっと明記されてなかったんですけど、どちらに明記されているのでしょうか。

委員長 2 番荒川委員。

意（2） 紛れもなく今のこのテーマ2の現状と提案内容の現状のところに議会運営に関する申合せ事項（1）、（2）で書いてある1人1問並びに5分ということですね。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） すいません。これ普通に考えると疑義が生じた場合に限るということに対しての申合

せ事項にのっとりってということではないんですか。私はそれだと思って一生懸命調べたんですけどどこにも疑義が生じた場合に限りというふうに書かれていなかったもんですからそういう意味ではないということでしょうか、今のお話でいくと。

委員長 2 番荒川委員。

意（2） おっしゃるとおりで、1 人 1 問それから 5 分以内を遵守しつつ一般質問の答弁、皆さん多分一致していると思うんですけど、答弁に対しての疑義が生じた場合についてのみできるという表現です。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） その疑義っていうのがよく分からないんですけど、これ本当に主観であってなかなかそれがいいか疑義なのかそうじゃないのかって非常に難しいんですけど、やはり私もそうなんですけど、ほかの方の一般質問を聞いていてやはり疑義だけではなくて、ここはしっかり市民のためにやっぱり深く聞いておいたほうがいいなとかこうした場合はどうなるのかなとか疑義だけではなくて、やはりしっかり市民にお伝えできるためにも我々が質問を逆に制限をどんどんどんどんしていくっていうのは我々が仕事ができる範囲がどんどん狭くなってしまっていくっていうのは私は解釈になってしまうので、なるべく私たちが自由闊達に議論ができるっていうことが必要だと思いますので、そういうあの疑義が生じた場合っていうのは非常に判断が難しいと思いますし、しっかり議論するっていう意味ではそうした制限はないような、ないといいと思うんですけどなぜそういう疑義が生じた場合っていうことだけにするっていうふうにお考えになったのか教えていただいていいですか。

委員長 2 番荒川委員。

意（2） ちょっと今疑義という部分にとらわれすぎているかと思いますが。実際に今行われている関連質問について少し紹介しますと、基本的に、ほかの議員が行った一般質問に対してそれに乗かった形でそのテーマを奪うような形で質問を繰り返す、まさにミニ一般質問みたいな形になっているケースもあります。本来そうではなくて、やっぱりそれなりに当局のほう答えています。ほかの議員が質問したことに対して、答えがあまりにも違うよ、内容が逸脱している、そういった部分に関して再度質問をしていくべきという意味で書いています。

委員長 3 番神谷直子委員。

意（3） 今の荒川委員の発言に付け足して、一般質問の中で質問がもっとこれ聞きたいと思ったときは御自分の一般質問ですればいいことであって、他人の一般質問に乗かるべきではな

いと考えているので、このような書き方をしております。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） 他人の一般質問に乗っかるという、ちょっと私そこがすごく表現的に引っかかるんですけど。我々は誰がやったかが重視されるような今御発言なのかなと思うんですけど、やはり市民のためにいかに我々が良くしていくかっていうところだと思うので、それはほか人が行った一般質問であつてもやはりそれは自分が市民のためと思うような質問であれば、それはしっかり聞くべきじゃないんでしょうか。人の質問に乗っかるとか、そういう御発言は私はちょっと違うんじゃないのかなと思うんですね。誰が言ったか言わないかではなくて、やはり市民のために我々が仕事をするのが重要じゃないのかなと思うんですけど、違うでしょうか。

委員長 3 番神谷委員

意（3） 誰が言ったか言わないかではなくて、自分がもっと市民に理解してもらいたいなっと思われるんだったら御自分の一般質問でやるべきだと思うので、関連質問でやるべきではないと考えています。

委員長 前回、私のほうが関連質問の意味合いというものを少しここでお話をさせていただいたんですけども。本当にこの議会運営に関する申合せ事項ではざっくりとしか書いてないものから、それをきちんともっと厳格にしたらどうだっていうことだと思うんですよ。ここにテーマに上がってきたということは、そういうふうにしていこうじゃないかっていうことだというふうには私は理解をしております。それで、例えばもっと言うと、自分が例えば防犯の一般質問をしたとするじゃないですか、それで違う議員さんも防犯の一般質問をしたとするじゃないですか、その方に関連できませんよね、基本的にテーマ一緒ですから。これってどこにも書いてないけど皆さん守られているじゃないですか。例えば、国会とかなんかだと同じ会派の中が全部関連質問なんですよ。この会派が違えば、当然会派と党は国会の場合は別ですから会派が違えば、そこに関連質問とかができないですよ。そこも結局全然自分が所属する会派じゃなくても、もう今はOKでやっているじゃないですか。それに対して先ほど神谷委員は、それは結局人のやっていることを、特に会派の場合だとこれは昔から言われていることなんですけども、一般質問をやるっていうとテーマが重なったりだとか、例えば、台風が来た後だとか、それから大きな地震が起きた後だとかっていうのは、結構皆さん同じテーマでやりたがるのを結局会派の中でまとめて、1人これあなたやりなさい、これあなたやりなさいということでやっているんで、本来はそこで関連をいろいろとやっていきたいはずなんですけど、逆に同じ会派では、反対に関連というのはほと

んどやらないですよ、うち。だからちょっと何と言いますかね、その辺のところが紳士協定的な部分もありながら、それからすごくこう、消極的になってしまっているような感じのところもありながらというところが今あるから、多分、この議会改革のテーマに上げていったらどうだということではないかなというふうに思うんですけど。それともう一点は、やっぱりそれこそ第二の一般質問というのは誰が言っているかというのは、当局側が昔から言っているんですよ、関連質問というのはそうになっている。本来はやっぱり一般質問で答弁されたことに対して、これはやっぱりちょっとその考え方はそれでいいのかという確認をとったりだとか、それから数字がやっぱり間違えていたりだとか、そんなようなところを、もう今は結構大人数で当局側が来ますから間違いはその日のうちぐらいにも正していますけども、昔はそうではなかったものですから結構間違いがあってそれをやっぱりこの数字はこうではないのですかということでも聞き直したりだとか、そういう関連質問というのは非常に多かったというふうに思います。それともう一つは、ここの提案内容のところ市民の会さんが書いてあるんですけど、1問以上やっている議員がいるとかってということが書いてありますけども、これは昔からです。これは議長が的確な答弁に見合っているかどうかということ判断してやっているというふうに私は思っています。昔からこういうことはありましたので、ただそれが取りとめもなくなってしまうといけないんで、それを議長がどうコントロールしていくかっていうところにかかっていると思うんですけども…

「委員長、よろしいですか。すいません動議出したいんですが、よろしいですか。」と発声するものあり。

委員長 動議ですか。

「はい、動議です。」と発声するものあり。

委員長 13番倉田委員。

意(13) 今ずっと委員長御自分の御意見や思いを述べられているので、申し訳ないんですけど議事進行に徹していただきたいと思いますので、副委員長と代わってぜひとも御意見申し上げていただきたいと思います。

委員長 私言いましたよね。委員長として言わせていただきますけどと言って、今までの経緯の

部分を話をさせていただいているんです。

「委員長。」と発声するものあり。

委員長 過去からこうでしたという話をしていきまして、それでここを議論してほしいということ
を言うために、これを今話しているんです。

13 番倉田委員。

意（13） それであるなら確定したことを申し上げていただければいいんですけど、思う思うと
いうことをずっとおっしゃっている所以我は御自身の意見かなと思っていますので、それはやは
り委員長、副委員長と変わって、ぜひとも御意見いただけたらと思います。

委員長 それでは、まず…

「委員長。違うことでいいですか。」と発声するものあり。

委員長 11 番鈴木委員。

意（11） うちのクラブとして先ほど申しましたように、疑義が生じたあるいは確認をしなければ
いけないというところで関連質問をした場合、かえって疑義を生じる場合の関連質問もあると
思います。そうなったら非常に議会としても混乱しますし今後関連質問の是非を、これも一つの
議論の中に入れていただき、やるかやらないかも含めて、関連質問をやるかやらないかも議論の
一つに加えていただければありがたいかなと思っています。

「いきなり。提案内容と違うじゃん。」と発声するものあり。

委員長 それでは、今日、関連質問は行わないという意見が出ております。そうするとこれ、も
し行わないということになるんだったら、ルールだとかそういったことは決める必要性が一切な
いということになりますので、関連質問をやるのかやらないのかは、まずここで決定をさせてい
ただきたいというふうに思います。でないと、福岡委員は多分関連質問はいらないって言い続け
て終わってしまうんですね。だから、もしやると決まったならどういう形でやりましょうとい
う議論に参加をしていただかなければいけないので、ここでまず関連質問をやるやらないに対し

まして…

挙手するものあり。

委員長 はい、11 番。

意（11） 若干私的な意見も言いましたので、うちのクラブとして意見統一をしたわけではないので、少し持ち帰らせていただいてもいいのかなと思っております。

委員長 それでは、このやるやらないというところをまず持ち帰っていただいて、もしやるということであるんだったらどのようなルールの中でやっていくのかというところまで、また考えておいていただければと思います。というふうでよろしいですか。

意見なし

委員長 いいですか、はい。それではこの関連質問については、次回その形でまずやるやらないを皆さんから聞いた上でのルール、これを進めていきたいというふうに思います。

13 番倉田委員。

意（13） すいません、ちょっと一点確認したいんですけど。凛々会さん福岡委員に一点ちょっとお聞きしたいんですけど、この必要性を感じないっていうのの理由について、お聞かせください。

委員長 7 番福岡委員。

意（7） 今も委員長がおっしゃられたその関連質問の意味を私ちょっと知らなかったんですけど、なので今までは、ほかの議員さんの中でどういう答弁って思ったときには聞くのかなと思っていましたんですけど。もしそれが、例えば市政クラブさんだと市政クラブさんの中とかになってくるのであれば、その必要性、そこの中で完結すればいい話なのかなって思ってしまって必要性を感じない。その後、別に当局に聞きに行けばいいのかとか。そこで関連質問をする意味がちょっと私はよく分からなかったもので、いらないかなって思ってしまいました。あと近隣市、その近隣市のあれもいただいたので一応見てみたんですけど結構行ってないところが多かったので、それも見て思いました。

委員長 それでは、次回そのような形で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします

す。

3 本会議の質問における資料の使用について

委員長 本件につきましても事前に御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは各会派の御意見の発表をお願いいたします。

11 番鈴木委員。

意（11） 議長から議長案ということで示されましたけども、うちのクラブとしてもそもそも一遍持込みの可否を皆さんと意見交換したいなというように思っておりますので、持込みが本当に一般質問において必要なのかどうか、皆さんの御意見を伺いたいなと思っております。

委員長 続きまして、公明党さん。

意（6） 公明党としましては、議長案で特に問題ないかと考えております。以上です。

委員長 続きまして、共産党さん。

意（12） 資料の持込みは問題ないかと思うんですが、一点議長案と違うのが5の資料の配布と会議録への掲載のところでA4サイズで傍聴者に配布するっていうところで、例えば、表とかになるとかなりA4にまとめると文字が小さくなったりするのもあるのでA3のサイズだと折りたたんでもA4になるので、A3サイズまではいいんじゃないかなと思います。

委員長 続きまして、高志クラブさん。

意（8） 文書等、タブレットサイズであればA4以下として、あと資料持ち込むのにも限界あると思うので、必要があるのであれば大きさも決めればいいのかというふうに考えております。

委員長 次に、新政会さん。

意（14） 私も以前資料は使わせていただいたことがありますけれども、やっぱり皆さんに説明するのにこういった資料があったほうがいいなっていう部分があれば当然こういった資料を持込みや何かをさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひそういったところはお願いしたいと思います。

委員長 次に、高浜市民の会さん。

意（13） 近隣市、やはりしっかり資料とか写真とか図とかで説明をされている議員の方がお見えです。やはり口頭だけだと流れてしまうものをきちんと表とか写真で理解を深めることができますので。やはりそれは我々議員それから職員そして市民もですね、皆さん一般質問についてよ

り理解していただく、理解を深めていただくためにも私は国でも今パネル使ってやっておりますので、私は逆に高浜市は遅れているんじゃないかと思っております。なので、早急に私は導入をしていくべきだということで、こちらに内容については細かく書かせていただきました。近隣市見ますと、資料についてはいわゆるこの画面で表示をするのみっていうところも結構ありますので、そういうのを見ると配りたいという議員については受付で資料を置いておいて一緒にほかの議案の日程等と一緒に持って行っていただくという形にして、あとは議員及び職員に対してはタブレットでいいんですけど多分それが今このテレビの画面で映すことが難しいというようなお話も聞いておりますので、パネルを利用してインターネットで御視聴いただいている方に関してはパネルを写したのを見て御理解いただくという形にすればいいと思います。それからパネルなんですけど、ちょっとA3というのは私は小さいのかなと思っております。ほかの議会でA2っていうところを使っているところがありますので、A2以下というところで決めさせていただきました。以上です。

委員長 続きまして、清風会さん。

意（9） 議長案のほうで、いいと考えております。

委員長 次に、凛々会さん。

意（7） 議長案で、お願いします。

委員長 それでは各会派の御意見に対して、質疑、意見等ございましたらお願いをいたします。

13 番倉田委員。

意（13） 市政クラブさんにお伺いしたいんですけど、今回議長案としていろいろ提案いただきました。うちの場合は、議長は会派を離脱しないということで活動されていると理解しておりますので、そうなってくるとなぜ議長案として同じ会派の人が出しているにもかかわらず、持込み可か否かの議論が必要というところが、ということは、これはこれ自体をもう資料を使うか使わないかもそこから議論してほしいということになるかと思うので、これは議長と議長を除いた会派の皆さんの考えが違うという理解なのか、私ちょっとそこがまず理解できないんですけど。議長だってうち離脱しないですよ、会派の1人ですよ、分からないんですけど。御説明お願いします。

委員長 議長。

議長 この議長案については、会派の意見というのは聞かずにこれは作っております。事務局さんと一緒に会議の持込みに対してどうしたらいいかなという話。今後自分がやっていく中で、今

まで規定がないのでそういったときにどうなるという規定を作ったらいんじゃないかということで、それはもう事務局さんと一緒にこれは作ったものであって、別に会派に相談してこれを出していません。以上です。

委員長 11 番鈴木委員。

意（11） 説明は以上のとおりでありますけども、全面否定しているわけではありません。この中に市政クラブとして提案した内容にいろいろ精査していかなければいけないことがたくさんあるのではないかとということで、クラブの中で話し合いました。それは何かというと、資料の提出、これライブで放映されますのでこの資料の内容の信憑性、確実性、これを誰が担保するのか、個人で担保するのか、あるいは議長が許可しますので議長が責任を取るのか、あるいは事務局のほうで精査しますよということで事務局が責任取るのかというような点。ですからその資料の適格性、確実性というのがなかなか保障されない。そしてライブでそれが画面で流れてしまうと、あたかもそれが真実かのように伝わってしまうという危険性があるのではないかとということで、クラブの中で少し心配だというような意見もありましたので。そして今の事務局の能力ということではなくて、人材的にそれを確認できるだけの人材、要するに人数ですね。これを一つ一つ本当に確認をして、これなら大丈夫ですよというような確認、確証が持てるような資料を確認していく人材不足ではないかなというのも少し心配をしております。それだけの能力があるというのであれば問題ないと思いますけど、我々から見るとまたさらに負担をかけてしまうというのを非常に疑念を持っておりましたので、もう一度議長案を審査したほうがいいのではないかなということで市政クラブの中でまとめた意見ですので、皆さん方の御意見を伺って、この意見に対してまた取りまとめていきたいなと思っておりますので。議長に対して反問をしているわけではありませんので、いい提案をしていただいた中で、今議論を進めているところだと理解していただければありがたいと思います。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） いや、もう議論していただいてここに出していただくということだと私は思っていますので、まずもってそのちょっと考え方が違うのかなというところと。この4の質問者の責任ってありますよね。こちらで議長案としての内容を3点書かれております。私はまさしくここは先ほど議長がおっしゃったように事務局と相談して作ったというお話がありますので、私はここをしっかりと多分事務局と議長で議論していただいてここまで書けば問題ないだろうということで、議長案の内容ということを書いていただいていると思います。ですから私は会派の考え方

とその理由等というところで、私は議長案でこれはいいと思っておりますので、これがあるからこそ私はできると思っています。なので、事務局云々ではなくてやはりここに書かれているように議長案としては「使用後に紛争が生じた場合は質問者が責任を持って対処する」ってなっておりますので、私はもうそれは質問者の責任であると考えておりますので。そこはきちんと例えば知的財産のものもあるかと思しますので、そこで出典元が出てなければ多分それは事前に議長のほうから指導とかあると思いますので、そういうことに関して私は問題ないと思っておりますし、議長案を尊重したいと思います。

委員長 11 番鈴木委員。

意（11） 問題ないことが問題だと思っておりますので。議長案を出していただいてしっかりうちのクラブはしっかり議論しております。喧々諤々、どうだこうだ、ああだこうだということで議論をしておりますので、その中で少し心配事があるんじゃないか、疑念があるんじゃないかというところが出てきておりますので、市政クラブとしての考えを今出させていただいて、もう一度原点に返って本当にこれが必要なのかどうかを議論していただきたいということで、今回出させていただきましたのでよろしくお願いします。

委員長 13 番倉田委員。

意（13） どんなことが心配か、具体的に教えていただきたいと思うんですけど。これ、だって事務局と議長が話し合って作ったものですから。この運用で事務局は問題ないと思って出しているわけですから、その上で何が心配で何が問題なのか具体的に教えていただきたいのと。近隣市でそういったいろいろ資料とか写真とか示しながら質問されている方たくさんいるんですけど、私はちょっと具体的なトラブルとかお聞きしたことないんですけど、何かあるんでしょうか。

委員長 11 番鈴木委員。

意（11） 先ほど説明したとおりです。

委員長 議長。

議長 議長案として出させてもらいました。事務局さんと相談して出させてもらいましたが、当然完璧なものではありませんので、これをたたき台として皆さんに御意見をさせていただきたいということで出しております。

委員長 他に意見等ございませんか。

意見なし

委員長 それでは、持込みを可とするか否かというところが新たに出ておりますので、これに関しましては、持込みを前提という形でしか議論が進みませんので、どうしますかね。持ち帰りにしますか。

「もう一度持ち帰れる時間があるなら持ち帰らせていただきます。一応市政クラブの中でまだ取りまとめておりませんので皆さん方の御意見を聞いて、取りまとめていくつもりでおりますのでお願いします。」と発声するものあり。

委員長 2番荒川委員。

意（２） 今のクレジットの関係なんですけど、やはり議員個人という形で、責任はというふうに、所在はというふうに、今回書かれておるんですけど、結局そうであっても許可を出しているのは議長です。それでしいては、ちょっと重大な欠陥が出た場合っていうのは議会全体の責任にもなりかねない部分というのは、信用失墜行為になるかと思います。その部分も深い議論が必要であるということですね。あと会議録について、これは載せることできないんですよ、資料自体を。この資料でこのとおりですと、どういうふうに表現していいかわからない部分、その辺も議論を深める必要がありますし、はたまた取り消しになった場合、発言取り消しになった場合、資料もどのように扱っていくのかなというそういった部分もいろいろ議論が必要だと思いますので、各論よりも総論で議論いただければと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。

質疑・意見なし

委員長 それでは一旦持ち帰りというその持ち帰りの部分、論点のところですけども、持込みを可とするか否かというところを含めて、これは実は議長案の内容が非常に細かく細部にわたって書いてありますので、皆さん方がそこに対しての御意見をしっかりいただいております。私もこの議会改革を開催するにあたって事務局のほうとも相談をしたんですけども、実際もつと物理的な話、例えば、先ほどから出ているそれは執行部とか議員とかにどういうふうに見せるのか、あるいは傍聴の方にどのように見せるのか、それからネット配信をしていますからそれに対してはどうやって行っていくのか、なぜかという、結局、分かりやすい議論をするための資

料を使うという話なんですよね。だから、そこには見せませんとか見えませんとかでは全く意味がないじゃないですか。だからちょっと議長案は、これ持込みをするんだったらこういうことにしようねという案なんですよ、これは。だけど持込みをするためには、こういうところに使えなければ意味がないでしょうという議論を先にしていただかないと、こうやればこれ資料ってすごく役立つよねっていう話になったときに、この議長案みたいな、こういうルールの中で、資料を作って持込みましょうという話じゃないですか。私はこの議論を進めていくためには、そのところがちょっと先にやっておかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

13 番倉田委員。

意（13） だから一番の考え方で、目的というのを議長はわざわざ明確にされていると思うんですね。だからやることを前提に、明確にこの議長案ということで、発言内容について理解を高めることを目的とするということでやられているので、私は議長はやる前提できちんとこの目的を出されていると思うので、だからそれについてこういうふうに表を作られたわけなので、何かちょっと市政クラブさんのこの回答がよく私は理解できないので。ですから委員長が言うことも分かりますけど。

委員長 いや、分かりますけど、その目的はいいですよ、ここに書いたとおりの話で書いてあるとおりですから分かりますけど。私が言っているのは、この前段階のところを解決しておかないと資料の持込みに至らないから、資料の持込みに至らないんだったらこんな細かいことを決める必要がなくなっちゃうじゃないですか。その資料をどのようにこの議場の中で使っていくのかという議論をしていただきたいなということを申し上げているんですけど。

13 番倉田委員。

意（13） では目的ではなくて、やり方が可能かどうかによってやるかどうかを決めるっていう話ですか、今の話でいくと。

委員長 いやそれは、その議論はいらないですかってことをお尋ねしているんです、委員長として…。

「あの、よろしいですか、発言しても。」と発声するものあり。

委員長 13 番、どうぞ。

意（13） やり方は、いかにどういうふうに市民の方にもお見せできるかとか先ほどの著作権の問題とかそういうのを私は決めてから一個一個やはり解決していけばいいんじゃないかなと思うんですけど。いやこれできませんできませんできませんと言ってできないことを理由にやりませんっていうよりもきちんとやるという目的を持った上で、ではどうやったらやれるかを考えていくことのほうが、私は大事だと思います。

委員長 ほかに御意見ございませんか。

11 番鈴木委員。

意（11） 何回も言いますけども、市政クラブとして議長案を反対しているわけではありませんので、クラブの中で話し合いの中で心配事がたくさんあるねということが、疑念がたくさんあったものですからそれを一つ一つ潰して行って、これなら大丈夫だということまでは持っていきたいなというところで、クラブとしては今慎重に意見を集約しているところだと御理解をいただきたいと思います。

委員長 ほかに御意見ありますか。

13 番倉田委員。

意（13） だからその疑念とかこういうところが問題でこうしたらどうかというのを、それを考え方として今回載せてきていただかないと議論にならないかなと思います。

委員長 11 番鈴木委員。

意（11） その意見を聞きたくてここにやってまいりましたので、皆さん方の御意見を伺って、クラブとしてまとめ上げていきたいと考えております。

委員長 それでは…。

「委員長。」と発声するものあり。

委員長 14 番黒川委員。

意（14） 今いろいろ議論をしていますけれども、僕は以前資料を使って一般質問をさせていただいたことがありますけれども、やはりそういったものがあると僕は自分がやった経験からいって皆さんもよく理解してもらったんじゃないかなというふうに思っていますけれども。ですから、基本的には資料は使うことが良いと、そういうあれで議論を進めていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

質疑・意見なし

委員長 それではまとめさせていただきますけども。この議場において、執行部、ほかの議員さん、傍聴者に対してどのように提供するのか、資料として提供するのかということだとか、会議録の掲載これも一切考えることなく進めていくと、矛盾しているような気がするんですけど。分かりやすいと言いながら後から見たら何だか分からないという、結局そういう話になってしまうのではないかなということで、ちょっと心配ですけども。

14 番黒川委員。

意（14） 今委員長言われましたけれども、実際に僕の時やなんかでも、ここに書いてあるように会議録には当面載せないだとか、そういったことを書いてあるわけじゃないですか。そのことを後からいろいろと議論していけばいい話であって、現実僕の例を言って申し訳ないですけども、勤労青少年ホームのときには土がどういうふうになるかだとかというそういう説明だとか何かのやつ資料を出してやらせてもらったんですけども、そういったいわゆる補完する部分でそういった資料があって僕は説明しやすかったなというふうに僕自身思っていますので、それを聞いた人がどういうふうに思うかというのは、それはまた別のあれですけども。ですからこういった質問における資料の使用というのは時代の流れというんですか、国会だとかよその議会や県議会だとか市議会もそういった資料は使っているわけですので、ぜひそういったことは使えるようにきちっとしていつていただきたいというのが、僕の意見です。

委員長 ほかに。

質疑・意見なし

委員長 それでは論点の整理をするということになると、ここの議長案の考え方のところに沿ってやっていくということで、よろしいですか。

質疑・意見なし

委員長 持込みを可とするか否かというのを含めて、この1から6までのそれぞれの考え方に沿って、もし行うのであれば沿ってやっていくということ。それから会議録の特に5番のところ、

配布とか会議録の掲載だとかこのところだとかを、これはもう同時に進めることはできませんので、同時に進めるというのは物理的な問題が関わってくるところは、あまり踏み込んでもやれないものはやれないのでとりあえずとなってしまうので、そのところは皆さん方それぞれ御理解の上、意見をまとめていただければというふうに思います。

9 番長谷川委員。

意（9） この案で決定されるといつからの議会で採用していくと考えますか。もし早いのであれば、先ほどおっしゃった市政クラブさんの慎重にもう少し議論していくべきではないかという案を採用して、もう少し私も慎重に議論していったほうがいいのかというふうに考えています。委員長 どちらにしても、最終的に資料の持込みというものを、許可をしてやっていこうじゃないかということに対して市政クラブさんも反対しているわけではないというふうに思いますので。ですから、現実的にこれが決定したらすぐ次の議会からOKだよという単純な話ではないというところも御理解をしていただきながらの議論になるということで、どうでしょうか。

「結構です。」と発声するものあり。

委員長 それでちょっと今日 1 時間半になりますので、次回は持込みを可とするか否かという言い方よりも、いつからやるのかっていうところ、いつからOKというところを含めて、いつまでにまとめ上げていつから資料の持込みを許可できるようにしようということも含めて、この考え方に沿っての 6 項目、あるいはそれ以上の項目になるかもしれませんので、そういった御意見をまた出していただければと思います。これで、もうこのままでうちはいいよということであれば、もう意見として出す必要ありませんので、それを使ってまた議論をさせていただきたいと思いますけども、どうでしょう。よろしいですか、市政クラブさん、よろしいですかね。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それでは次回はそのような形で進めていきます。私のほうからは次回の案内の前ぐらいに、論点を整理したものをお出しするような形で新たに御意見がもしこの御意見いただきたいなということがあれば、それも付け加えて出させていただく予定でありますので、よろしく願いをいたします。

次回の開催ですけれども、これで9月定例会が始まってしまうんですが、それが終わると10月の中旬ぐらいまでが議長会のフォーラムだとか市長会のフォーラムだとか、いろいろと視察の御予定の方もするというふうに伺っております。そうすると2ヶ月飛んでしまいますので、勝手ではありますけれども9月の総務建設委員会の後に少しでも開催ができないかなということを思いますので、次回9月25日、総務建設委員会終了後、開催をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ではそこをお願いいたします。その次は多分10月の20日過ぎぐらいになるので、ちょうどひと月ずつぐらいで回っていくというふうに思います。よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは次回9月25日水曜日の総務建設委員会終了後ということで決定をさせていただきます。また御案内を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の案件は全て終了とさせていただきます。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時30分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長